

フォークリフト運転資格技能講習

平成31年4月1日時点

フォークリフトとは、荷を積載するフォーク、ラム等の装置と、これを昇降させるマストを備えた動力付き荷役運搬車両のことをいいます。作業の効率化を図る手段として産業の現場で広く普及しています。フォークリフトを運転操作して行う荷役作業は、重量物を積み取り、自走によって運搬、取り降し等を行う作業です。普及に伴い、フォークリフトによる災害も増加しているため、安全で効率よく荷役作業を行うには、フォークリフトの種類、特徴、構造、安全装置等について十分理解し、正しい取扱いを行うことが重要です。

労働安全衛生法において、フォークリフトの運転業務は、危険または有害な業務として取り扱われ、運転業務を行うための資格が必要となり、最大荷重1トン以上の場合、フォークリフト運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができると定められています。最大荷重1トン未満の場合は特別教育を受けた者が運転業務に就くことが出来ます。但しこの資格は荷役作業を行うのに必要な資格であり、公道での走行は出来ません。最大荷重1トン以上のフォークリフト運転の業務に従事するには、修了証などの資格証の携帯が必要です。

■講習内容

○コース

F1コース	2日間	11時間	お持ちの資格により科目の一部が免除されます
F2コース	3日間	15時間	お持ちの資格により科目の一部が免除されます
F3コース	4日間	31時間	お持ちの資格により科目の一部が免除されます
F4コース	4.5日間	35時間	全科目

○学科

- ・走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
- ・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
- ・運転に必要な力学に関する知識
- ・関係法令

○実技

- ・走行の操作
- ・荷役の操作